

番 号	陳 情 第 2 7 号	受理年月日	令 5 . 5 . 10
件 名	武岡団地グリーンベルトの樹木管理について		
結 果	令和 5 . 9 . 15 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、鹿児島市において、地域憩いの「武岡団地グリーンベルト」の樹木保全に尽力していただくよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、同グリーンベルトについては、市営武岡住宅第二に隣接し、市道武岡団地 87 号線と 88 号線の間であり、現況は高圧線鉄塔敷地と緑地帯となっている。所在は武岡一丁目 2 番 2 ほか 4 筆、面積は 2,485 平方メートル、地目は雑種地で、所有者は九州電力送配電株式会社である。</p> <p>当該土地は、市住宅公社が武岡団地造成時にグリーンベルトとして整備したものであるが、昭和 53 年 4 月に市住宅公社と九州電力株式会社との間で土地売買契約が締結され、同社へ売却したことから、その土地の樹木を含め同社（現在はグループ会社の九州電力送配電株式会社）の所有となった。同グリーンベルトについては、54 年度から平成 17 年度まで市公園緑化課が維持管理を行っていたが、17 年度に、所有者である同社に対し維持管理を行っていただきたい旨の申し入れを行い、18 年度からは同社が維持管理を行っている。令和 4 年度に、九州電力送配電株式会社鹿児島支社から、同グリーンベルトの維持管理について、これまでの経過を踏まえ本市において維持管理できないかとの相談があり、協議を行ったところであるが、現在、本市においては、市内約 690 公園の樹木等に加え、街路樹約 84 万本の管理に係る維持管理に年間約 5 億 3 千万円を要しており、厳しい財政状況を踏まえ、計画的な街路樹等の再生、質の転換に取り組む必要があると考えていること、また、本市所管の公園の管理を町内会等が行う地域コミュニティ公園管理事業を進めるなど、市民や事業者等との協働による緑化活動を促進していることを踏まえると、本市において民間が所有する緑地帯の維持管理や移管を受けることは困難であることから、4 年 12 月 5 日、同社に対し、同グリーンベルトの維持管理を行うことはできない旨を回答した。なお、本市においては、4 年 3 月に策定した第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープランの基本理念「共に創る うるおいと彩りあふれる 緑のまち・かごしま」に基づき、緑地の保全や緑化の推進に取り組んでいるところであり、同グリーンベルトの樹木を保全することは同プランの趣旨に沿っているものの、民間の所有地であることから、同社に対し、地域住民とさらなる協議を重ねていただくようお願いしていきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に添えないものとして不採択とすべきものと決定。</p>			